**食品ロス削減ネットワーク懇話会設置要綱**

（目的）

第１条　「大阪府食品ロス削減推進計画」に基づく施策及びそれに関連する事項について、食品製造業、食品卸売業、小売業・外食産業等の事業者や、消費者、行政など（以下「関係者」という。）多様な主体の取組状況等の成果を検証し、より効果的な手法等を検討することを目的として、「懇話会等行政運営上の会合に関する取扱要領（平成２４年１０月２３日付け人事第２１５２号）」に基づき、食品ロス削減ネットワーク懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（検討事項）

第２条　第１条の目的を達成するため、懇話会では関係者がそれぞれの立場から、食品ロス削減に効果的な取組や、消費者への啓発内容などの情報共有や意見交換を行う。

（組織）

第３条　懇話会は、８名以内で組織する。

２　懇話会は食品製造業者、食品卸売業者、小売業者、外食事業者、有識者、消費者団体、行政で構成する。なお、必要に応じて構成員以外の者をオブザーバーとして招くことができる。

（運営方法）

第４条　懇話会の会議は大阪府が招集し開催する。

２　懇話会に座長を置き、座長は構成員の互選により決定する。

３　構成員がやむを得ない事情により出席できないときは、代理人が出席することができる。

４　会議終了後、開催概要をホームページで公表する。

（分科会）

第５条　懇話会の取組を円滑かつ効率的に推進するため、必要に応じて分科会を置くことができる。

　２　分科会は各分野の具体的な取組について、意見交換、検討を行い、会員相互の協力の下でそれを実行する。

３　分科会は、目的に応じて、適切かつ幅広い人選に努めること。また、必要に応じて会員以外の者を出席させることができる。

　４　分科会は、その取組状況を構成員に報告する。

（守秘義務）

第６条　懇話会の構成員は、会議等で知り得た秘密を漏らしてはならない。

（設置期間）

第７条　懇話会の設置期間は、令和７年３月31日までとする。ただし、期間の延長は妨げない。

（謝礼等）

第８条　学識経験者等に対する謝礼の額は、日額九千八百円とする。また、学識経験者等に対する費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号) による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

２　大阪府の経済に属する常勤の職員である者に対しては支給しない。

（事務局）

第９条　懇話会の事務局を大阪府環境農林水産部流通対策室に置く。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別途定める。

附　則

この要綱は、平成30年６月13日から施行する。

この要綱は、平成31年４月25日から施行する。

この要綱は、令和３年５月24日から施行する。

この要綱は、令和３年６月22日から施行する。

この要綱は、令和４年１月26日から施行する。

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

この要綱は、令和４年11月17日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年３月１日から施行する。

この要綱は、令和６年５月15日から施行する。